

近畿地方整備局 入札監視委員会（平成２９年度第一部会第４回定例会議）審議概要

開催日及び場所		平成３０年３月１２日（月） 大阪合同庁舎第１号館 第一別館 ２階 大会議室				
委 員		神田 彰 （関西経済連合会 理事） 木村 亮 （京都大学大学院 教授） 熊谷 礼子 （帝塚山大学 教授） 高橋 司 （勝部・高橋法律事務所 弁護士 第一部会長） 横田 直和 （関西大学 教授 今回抽出担当） （五十音順、敬称略）				
審議対象期間		平成２９年１０月１日 ～ 平成２９年１２月３１日				
抽出案件 総件数８件（工事４件、業務３件、役務及び物品１件）						
契 約 方 式		件数	件 名	契約日	契約業者名	契約金額
工 事	一般競争入札 (WTO 対象)	１件	平城宮跡歴史公園第一次 大極殿院南門復原整備工事	H29. 10. 2	清水建設（株）	5, 108, 400, 000
	一般競争入札 (WTO 対象外)	３件	大池樋門開閉装置改修他 工事	H29. 10. 5	福井鐵工（株）	110, 160, 000
			国道２６号紀の国大橋修繕 工事	H29. 10. 13	(株) Ｉ Ｈ Ｉ インフラ 建設	253, 800, 000
			日野川片粕地区下流河道掘 削工事	H29. 10. 24	(株) 道端組	210, 600, 000
業 務	簡易公募型 競争入札	３件	和歌山岬道路孝子地区他管 理台帳整備業務	H29. 12. 21	(一社) 近畿建設協会	27, 021, 600
			国道１７１号高槻市緑町地 区用地測量業務	H29. 11. 2	日本振興（株）	2, 127, 600
			国道８号泉跨線橋他詳細設 計業務	H29. 11. 28	パシフィックコンサルタ ンツ（株）	18, 705, 600
役務及 び物品	一般競争入札	１件	雪害対策新聞広告業務	H29. 10. 24	大毎広告（株）	9, 914, 400
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等		意 見 ・ 質 問			回 答	
		別紙のとおり			別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容		なし				

意 見・質 問	回 答
【報告事項】 ■ 四半期毎の発注状況報告 ・特に質問なし。 ■ 指名停止措置の運用状況報告 ・施工体制台帳の虚偽による指名停止について、具体的にどのような内容なのか教えて欲しい。 ■ 談合情報等の対応状況資料 ・公正入札調査委員会の事情聴取において、当初はダウンロードしたと回答したということだが、単に勘違いであったということか。 ■ 再度入札における一位不動状況 ・特に質問なし。 ■ 低入札調査対象工事・業務の発生状況 ・特に質問なし。 報告については了承する。 【審議】 ■ 抽出案件結果報告 ■ 抽出案件説明及び審議 ● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (平城宮跡歴史公園第一次大極殿院南門復原整備工事) ・施工体制調査を辞退した者は、調査を受けていれば落札できたことになるのか。 ・特殊な建物であれば専門の業者がいると思うが、本件ではスーパーゼネコンだけの参加であった。スーパーゼ	・大阪府発注の工事において施工体制台帳の虚偽記載があったもので、内容については把握していない。 ・当初は、自社でダウンロードしたとの主張であったが、ダウンロードした者はシステムで記録されていることを説明したところ、自社で行っていない可能性がある旨の回答があった。 ・施工体制調査により施工体制が十分であると確認できれば、30点が付与され計算上では落札者となっていた。 ・木造でも当該工事のように大規模な工事になると、中小の企業では施工が難しいため、こういう結果にな

ネコンしかできない工事の内容であったのか。 ・技術提案として求めた指定テーマ1と指定テーマ2の評価点数が、かなり低いように思われるが、問題はないのか。これで一定の水準を満たしていると考えてよいのか。 ・本件は了承とする。 ●2. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (大池樋門開閉装置改修他工事) ・製作した業者が補修も行うことが多いと思うが、二つの樋門を製作した業者が本件の業者なのか。 ・修繕を行える業者は少ないのか。 ・樋門というのは、本流と支流の水をコントロールする上で非常に大事な構造物であり、長年に亘って使えるよう修繕できる業者を育成しておくことは大切だ。企業は面倒な仕事から撤退していく傾向にあるが、重要な構造物であることを認識してもらいつなぎ止めておく必要がある。 ・この種の工事ができる者は少ないということと、意欲のある者が参入できるようにということだが、事前にコリンズでの対象者は42者であり、ダウンロードした者も10者あったのに申請が少なかったという結果をどのように分析しているか。 ・本件は了承とする。 ●3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道26号紀の国大橋修繕工事) ・技術評価項目の「企業の施工能力」においてマイナス評価となっているが、これはどういうことか。	ったと思われる。 ・土木工事であれば、これまでに多数の工事を発注していることもあって得点が高くなる傾向にある。しかし、木造建築の場合は、数も少なく、今回のように木材の保管という他では見られないテーマを設けたことから慣れない分、点数が低くなったのではないかと考えられるが、施工能力としては満足できる水準に達している。 ・大池樋門と新川樋門の製作者は、両者とも、現在は水門事業から撤退しており、補修も行っていない。 ・修繕工事は施工できる業者が少なく、常に不調になることが懸念される。 ・総合評価落札方式では企業とか配置技術者にこれまでの実績とか地域要件とかを厳しく問うている一方で、参入意欲があっても成績も悪くない業者に対しては、試行的な対策として要件を緩めたチャレンジ型というものを各工種において行っている。機械設備工事についても、こういった結果を踏まえ、要件を少し緩めることで意欲のある者が参入できるよう考えていきたい。 ・コリンズでの対象者については、こちらが求めた実績とか工種を登録した最大数である。本件は、開閉装置の分解整備とかサイドローラーの取替とか整備のノウハウが問われる所があったため、ノウハウが高くないといけないと推測し敬遠されたのかもしれない。 ・当該者は、指定した期間内に贈賄などの罪により指名停止を受けているためマイナス2点となった。
---	--

・「企業の施工能力」の書き方として、0点というのは外へ出たときに印象として悪い。「施工のプラスアルファ点」とかの名称にする方が良いのではないかな。 ・本件は了承とする。 ● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (日野川片粕地区下流河道掘削工事) ・本件は、入札価格よりも技術評価の差によって落札者が決まったケースであると思われる。中でも配置予定技術者の能力の評価が大きい。各者にどういう違いがあるのか。 ・この配置予定技術者ならこういう評価になるということが、ある程度予想できると理解していいのかな。 ・当該工事で予定価格を超過している者が多くあった。2億円程度の積算はそんなに難しくないにもかかわらず超過するというのは、福井あたりの人件費が高く会社としては取りたいが人件費を下げてまで取りたくないということが、こういうところに出ているのか。 ・本件は了承とする。 ● 5. 簡易公募型競争入札方式 (和歌山岬道路孝子地区他管理台帳整備業務) ・数者が調査基準価格と同額の札を入れるというのは、何か不思議な感じもするが、こういうことはよくあることなのか。 ・点数が一番良かった者が辞退し、結果的には抽選により落札した者は辞退した者に次いで点数が良かったのでそれほど問題とは思わないが、せつかくの評点が活かされないように思えるが、そういうことでいいのかな。	・施工能力については、入札参加要件の審査で確認し問題はないが、ご指摘のとおり、これが加算点であることが分かるような適切な表現があるか検討してみたい。 ・配置予定技術者の評価については、実績で求めた工事の成績評定や、各種の表彰の有無、地域精通度などを求めて評価している。当該落札者は、表彰での点数はなかったがそれ以外の項目は満点であったのに対して、落札できなかった最低価格の入札者は、同種工事の経験という項目でだけにしか得点がなく評定点や同種性の高い施工経験もないため低い点数となった。 ・実績を持っているとか、表彰とかで高い点を取っている技術者を優位に評価するということは、一般的なことであると思っている。 ・今回の工事では土の掘削がほとんどなので、非常に予定価格の推測は容易であったと思う。ご指摘のとおり、福井方面では新幹線など公共工事が活況であり、そういう点が入札結果に出たのかもしれない。 ・今回の業務は、予定価格が非常に分かり易い内容になっているため、こういう入札結果になったと思われる。 ・参加資格審査の評価点は、上位10者を決めるためのものさしであって、そこで一旦区切るというのが簡易公募型の形である。
---	--

・本件は了承とする。 ● 6. 簡易公募型競争入札方式 (国道 171 号高槻市緑町地区用地測量業務) ・配置予定主任担当者の同種又は類似業務の業務成績は、評価のウエートが一番高いが、業務成績というのは具体的にどういうことで測っているのか。 ・評価点が 0 点というのは、揃えるべきものが揃っていなかったということか。 ・本件は了承とする。 ● 7. 簡易公募型競争入札方式 (国道 8 号泉跨線橋他詳細設計業務) ・本件の内容を見ると、撤去して新しい物を作るという詳細設計と修理の設計が混在し、難しいものと易しいものを引っ付けたように思う。地域性がある一括で発注したのかもしれないが、そのために参加者が少なくなったということはないか。それらを別々に発注すれば参加者が多くなったのではないか。 ・設計に当たっては、現場に応じた施工条件等を考慮する必要があるということが分かるような内容になっているのか。 ・既存橋梁の現況を踏まえて、補修の設計を提案するのは非常に難しい技術力が必要だと思う。そのため、参加できる者も少なくなったのではないか。今後はこういう仕事が増えるということを広く宣伝し、興味を持ってもらうことで、高い技術力があれば少くとも高くても仕事が取れるという方向になることが望ましい。また、橋梁を一つにしても参加者が増えるとは限らない。傷んでいる橋梁は早く補修するという要請に対して、適切に対	・整備局発注のすべて業務について、完了時に検査を行っている。整備局の検査官は、業務の成果物が契約の内容どおり揃っているか、どのようにして履行したかなどを見て、成果物を評価し点数を付けている。この成績評定点の上位の者に能力評価の高い評価値を与えることで活用している。 ・ここでの評価点が 0 点というのは、先程説明した成績評定点が 60 点から 74 点までの者の評価である。該当する業務の成績としては、最低のラインには達したという評価であった。 ・工事と同様、設計業務についても補修を内容としたものは参加者が少ないというのが一般的である。本件は、JR 貨物が橋梁下にあるという条件での設計であったため、クレーンをどこに置くなどの施工条件も関わってくるので、既設物件の状況をよく知らないで設計できないと敬遠されたのかもしれない。 ・理解できる内容になっている。 ・橋梁のメンテナンスについては、5 年に 1 度点検を行い、その結果により補修すべき所は早急に対応するべく、本件設計業務を発注したものである。
--	--

応していると思う。 ・本件は了承とする。 ● 8. 一般競争入札方式 (雪害対策新聞広告業務) ・本件業務でのアンケート調査について、既にまとまっていれば聞きたい。雪の少ない大阪において、こういった雪害対策の広告を掲載する効果はどの程度あるのか。 ・今の若い人はあまり新聞を読まなかったりするので、いろんな SNS とかの媒体でこのコンテンツを積極的に流すことも重要な気がする。 ・新聞広告の掲載は例年やっているのか。 ・大阪で広告を行ったのは、都市部から雪国に行く車に準備が不十分な車が多いため対応が必要だという考えからですか。 ・本件は了承とする。 ● 抽出案件全体を通して意見など ・特に意見なし。 審議事項についてはすべて了承とし、審議事項については終了とする。	・広告を行った視点は、大阪府内を走るにはノーマルタイヤでいいが、北国へ行くときにノーマルタイヤでは駄目ですよということが広告で伝えたいことである。新聞広告を見た方からのアンケート結果は、100%の方が広告の内容は理解できるというものであった。また、自動車で出かける方が冬用タイヤを装備しているかを聞くと、70%の方は装備しているという回答をいただき、50%の方が北の方面へ行くときはタイヤチェーンを持って行くという回答をいただいた。アンケート結果からみて、掲載した効果は高かったと考えている。 ・ご意見として伺って、今後検討していきたい。 ・大阪については今年が初めてで、豪雪地帯がある福井、滋賀、京都、兵庫の4府県については毎年行っている。 ・そのとおりです。
---	--